

平成30年度排出量取引セミナー

# 目標設定型排出量取引制度の クレジットを活用した取組

埼玉県 環境部 温暖化対策課

平成30年11月19日(月)

# 本日の内容

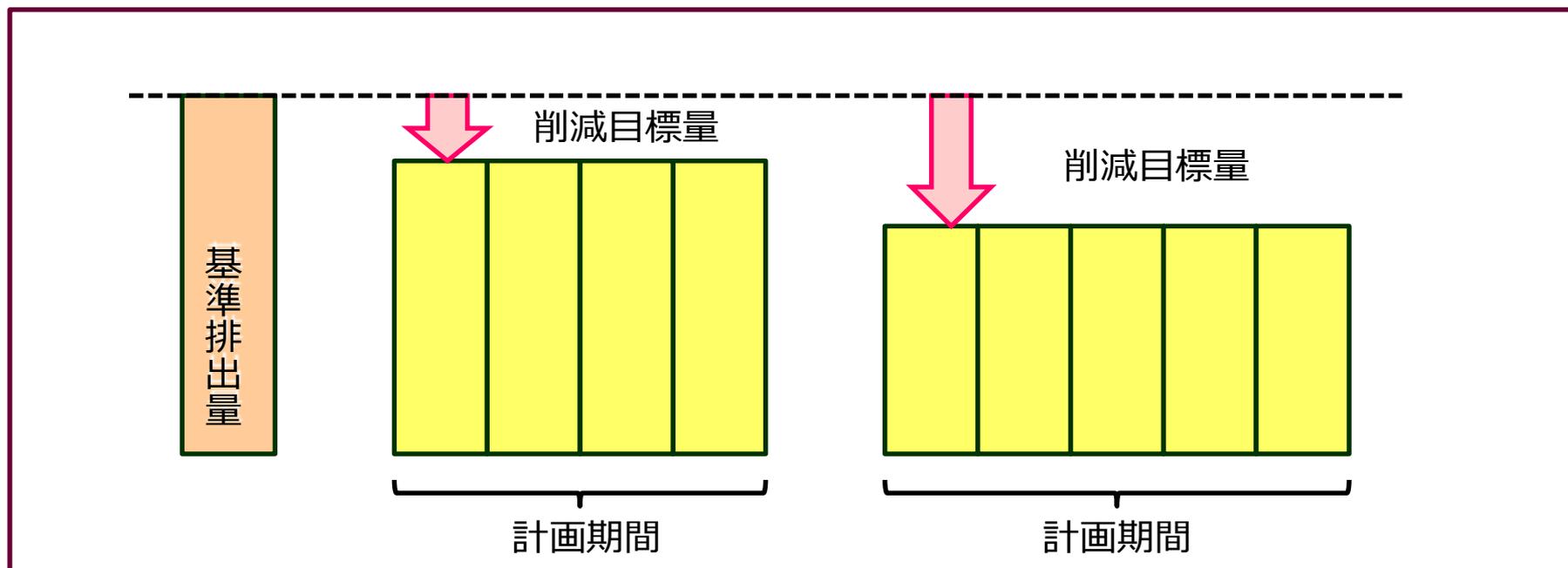
1. 目標設定型排出量取引制度の概要
2. 第2計画期間の留意事項
3. 排出量取引の実務
4. クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

# 1. 排出量取引制度の概要

# 1 排出量取引制度の概要

## 目標設定型排出量取引制度

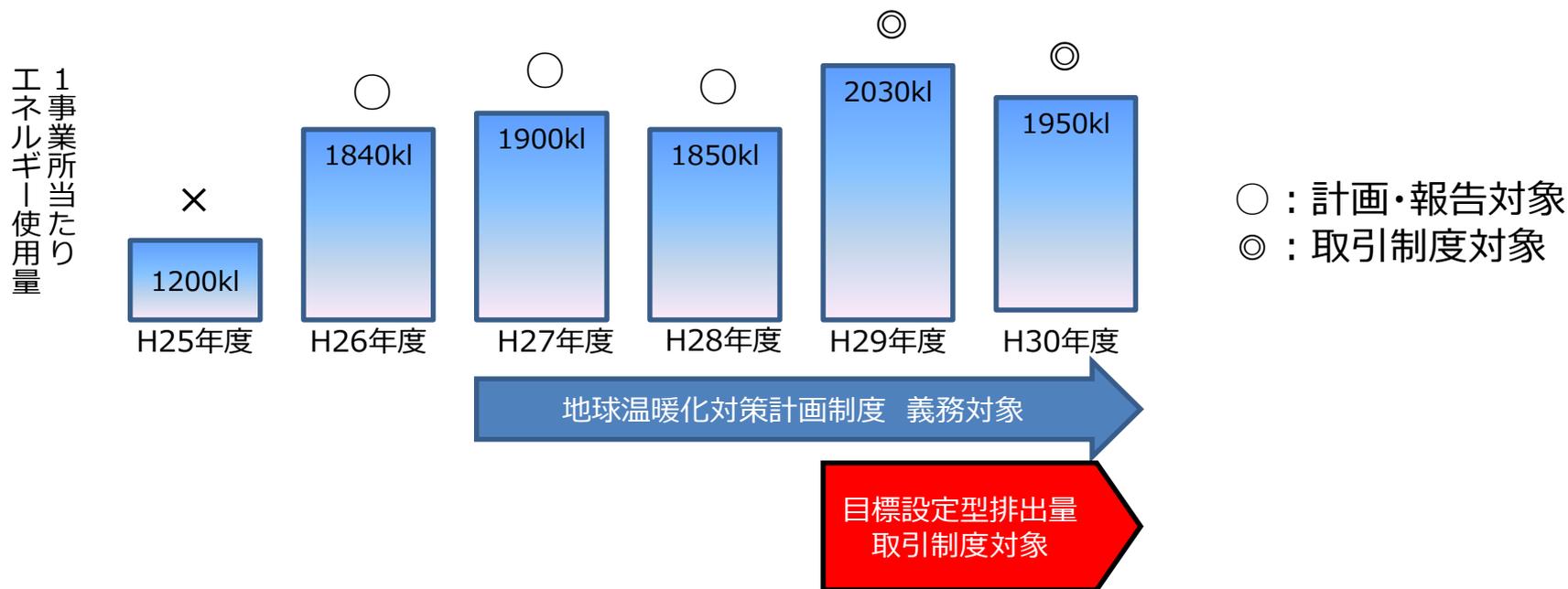
- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② 目標設定ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）について
- ③ 事業所ごとに設定された基準排出量をもとに
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める



# 1 排出量取引制度の概要 大規模事業所

## 大規模事業所とは・・・

原油換算エネルギー使用量が 3 年連続で 1,500 kL以上の事業所  
(年度途中で使用が開始された場合は、その翌年度から3年連続)

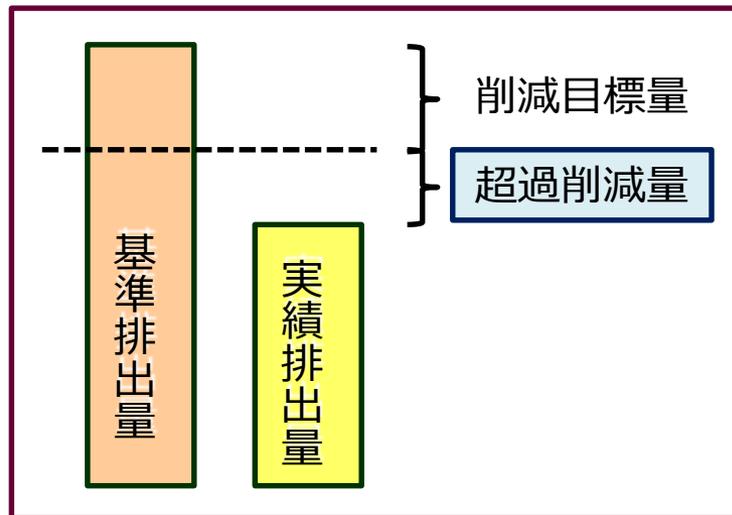


# 1 排出量取引制度の概要

## 削減目標の設定

削減目標量 = 基準排出量 × 目標削減率

		目標削減率（第2計画期間）	
		大規模事業所と なって4年目まで	左記以外
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等（1 - 1区分）	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの（1 - 2区分）	6%	13%
第2区分	第1区分以外の事業所 （工場、上下水道、廃棄物処理施設等）	6%	13%



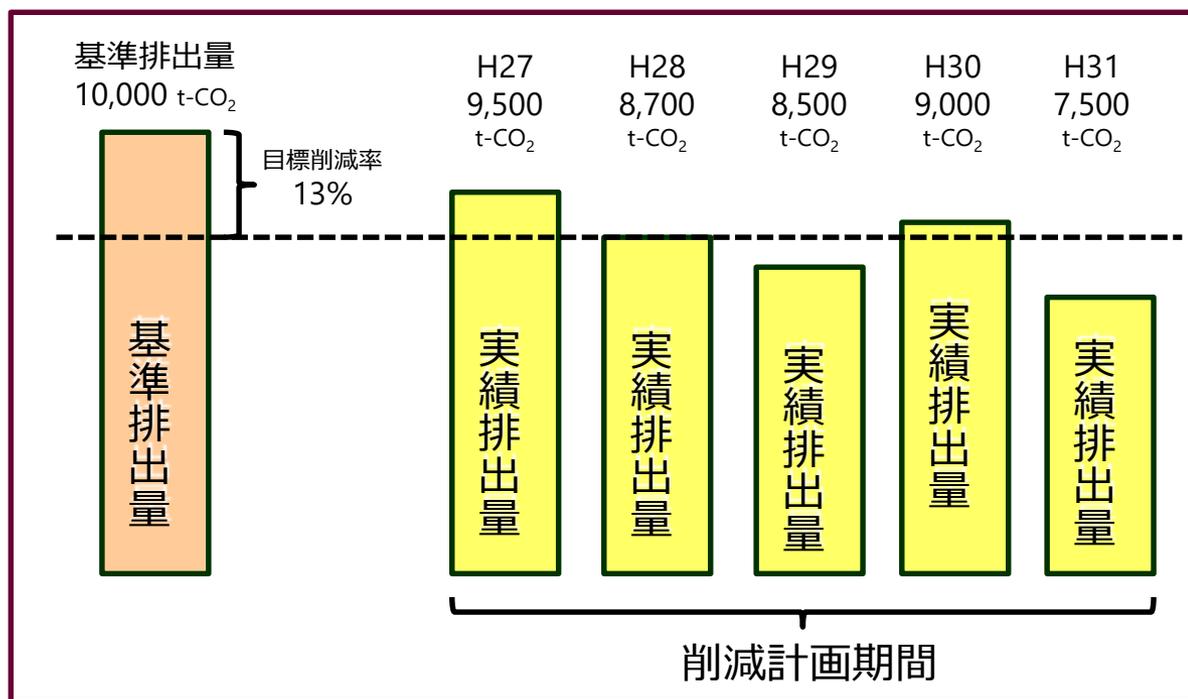
= クレジット

第1計画期間の超過削減量(クレジット)は、  
全体で約590万トン  
(第3計画期間には原則持ち込めません)

# 1 排出量取引制度の概要

## ⑤ 目標達成方法

削減計画期間ごとに、複数年度で達成状況を評価。



第1計画期間	平成23～26年度 (4か年度)
第2計画期間	平成27～31年度 (5か年度)
第3計画期間 以降	平成32年度以降 5か年度ごと

排出上限量 43,500 t-CO<sub>2</sub> > 実績排出量 43,200 t-CO<sub>2</sub>

( 10,000 × 5年間 × 87% ) **達成** ( 9,500 + 8,700 + 8,500 + 9,000 + 7,500 )

# 1 排出量取引制度の概要

## 自らの削減状況の確認方法

### 「審査結果のお知らせ」で確認

計画書の審査が終わった事業所から順次お送りしています。

#### 2 第2計画期間の目標達成の見込み

第2削減計画期間	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)	31年度 (見込)	合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
削減目標量	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
エネ起CO <sub>2</sub> 排出量	8,200	8,054	8,034	8,034	8,034	40,356
削減率	18.0%	19.5%	19.7%	19.7%	19.7%	
削減量	1,800	1,946	1,966	1,966	1,966	9,644
その他ガス排出量	0	0	0	0	0	0
検証	検証済	検証済				

※ 平成30年度以降の値は見込み値です（平成29年度の値を使用しています）。

自事業所の削減状況の確認をし、取引が必要となりそうなのか、今後の対策次第で達成できそうなのかなどを今のうちから、計画的に準備等をしていくことが大事です。

#### 第1計画期間のバンキング量

指定管理口座内の  
クレジット残高（※） **4,500**

※ バンキングされたクレジットの増量前の値(作成時点)です。

第1計画期間からのバンキング量（増量前）の値が記載されています。

#### 第2計画期間の達成状況（見込）

第2計画期間の  
超過削減量①－② **3,144**

※ 実際に発行できる超過削減量値と異なる場合があります。

※ マイナス値で表示されている場合は不足削減量

#### 第2計画期間の排出削減量実績（見込）

排出削減量① **9,644**

#### 第2計画期間の削減目標

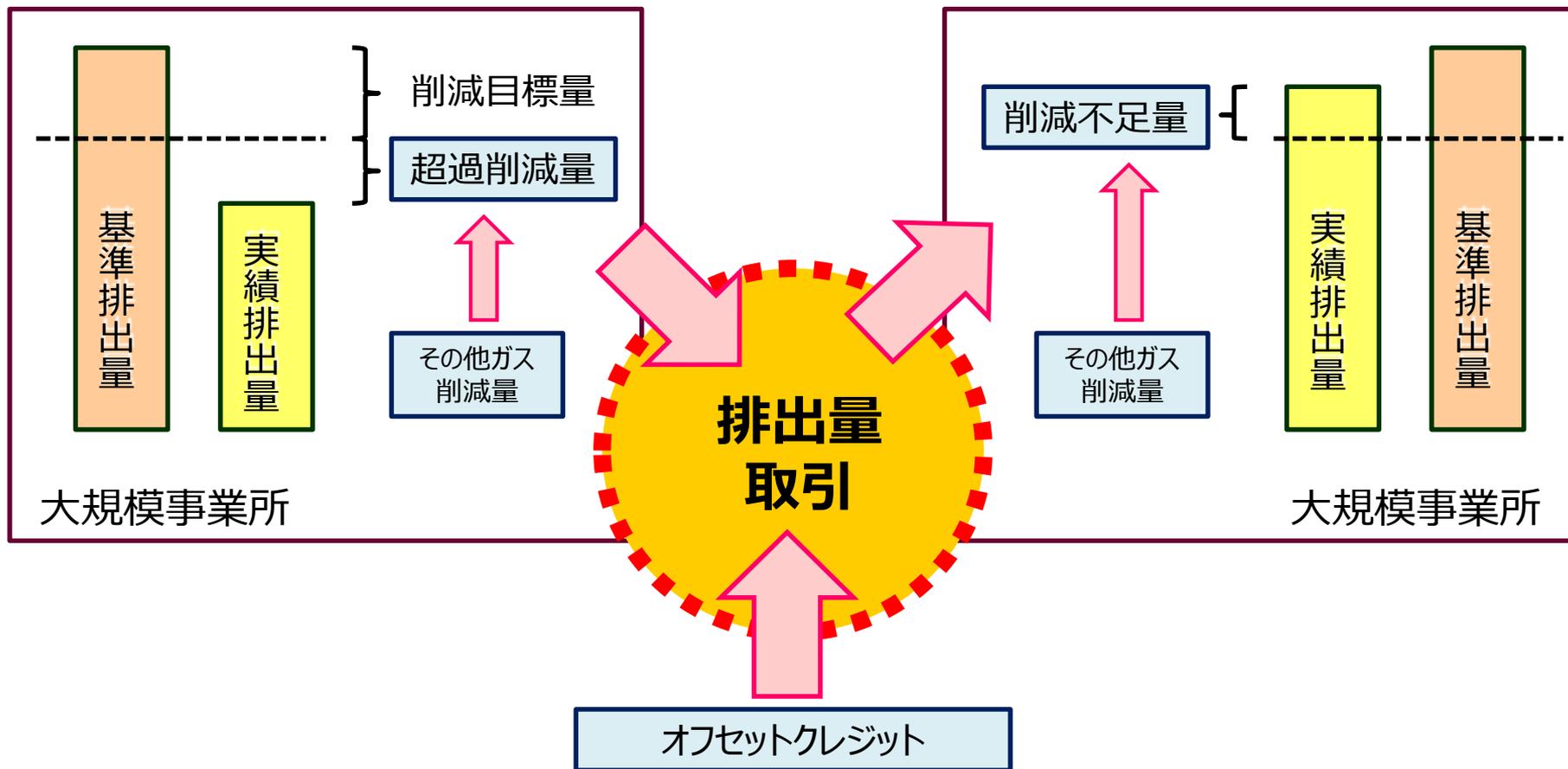
削減目標量② **6,500**

プラス値であれば、バンキング量（増量前）を考慮せずとも達成見込み  
マイナス値であっても、上のバンキング量と足し合わせてプラス値となれば達成可能です。

# 1 排出量取引制度の概要

## ⑤ 目標達成方法

自らの削減・排出量取引、どちらでも目標達成。



(中小クレジット、再エネクレジット、東京連携クレジット 等)

# 1 排出量取引制度の概要

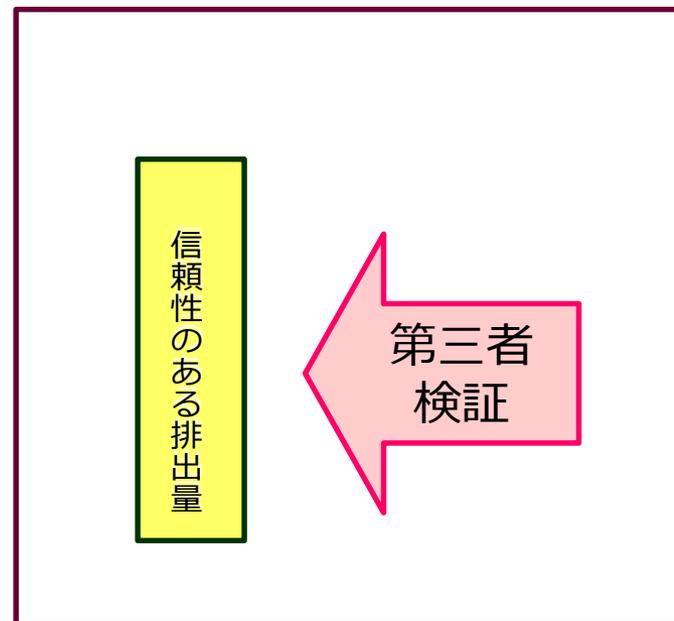
## 排出量の確定 ～第三者検証～

第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により  
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し  
目標達成を確認します。

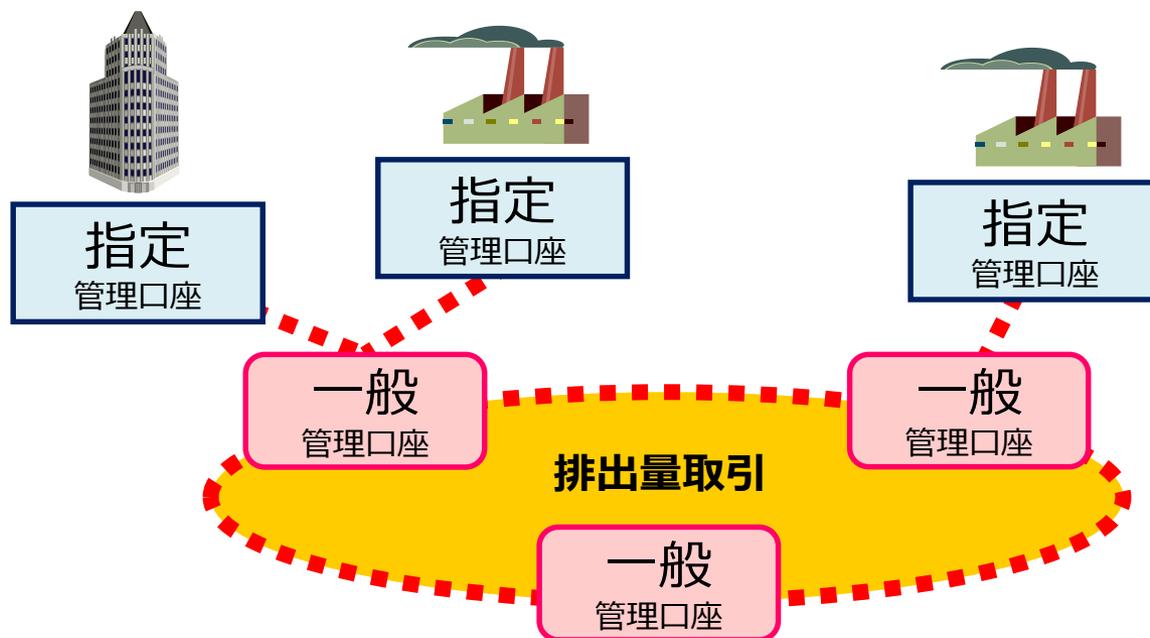
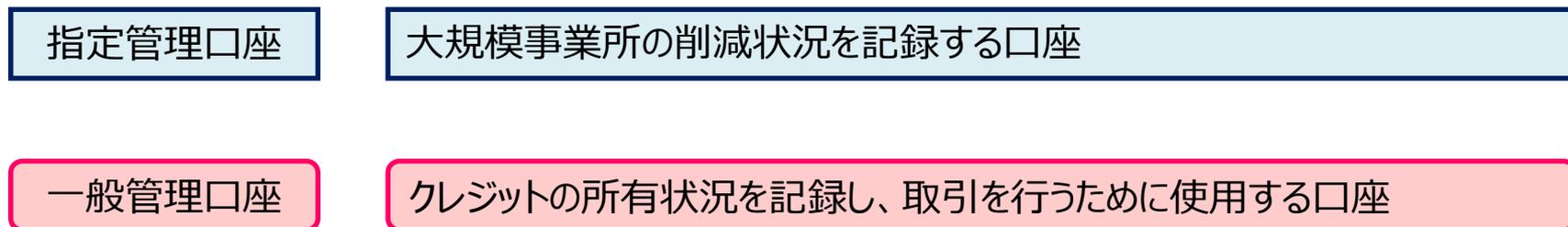
基準年度・削減計画年度について  
第三者検証を受検していただきます。

※既に基準年度の検証を第1削減計画期間で  
受験している事業所は、  
再度、第2削減計画期間で  
基準年度検証を受ける必要はありません。



# 1 排出量取引制度の概要 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。



※ 管理口座は  
埼玉県への申請により  
埼玉県の削減量口座簿に開設

## 1 排出量取引制度の概要

# 利用できるクレジット等の種類

超過削減量以外にも

目標達成に利用できるクレジット等が用意されています。

大規模事業所自らの削減対策が困難な場合は  
他のクレジットを創出することで目標を達成することが可能です。  
より合理的な（経済的な）方法で削減を進め、目標を達成することができます。

**多くのクレジットは、事前申請や検証を必要とします。**

大規模事業所での削減見込み、設備更新予定などを考慮し  
計画的にクレジットを創出してください。

# 1 排出量取引制度の概要

## 利用できるクレジット等の種類

### 1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

### 2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、  
その他ガス（非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

### 3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

### 4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、  
エネルギー起源CO<sub>2</sub>について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、15%の目標削減率（第2計画期間）が設定されます
- ※ 第三者による検証が必要です
- ※ 第2計画期間での算定を希望する場合は、原則として、対象は平成27年度から、当初申請は平成28年9月末までです

# 1 排出量取引制度の概要

## 利用できるクレジット等の種類

### 5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

### 6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です

### 7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です

### 8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

## 2. 第2計画期間の留意事項

### 4 クレジットの公表について

振替可能削減量等の保有情報等の公表について（届出）

- …クレジットを発行（保有）する名義人の氏名、クレジットの種類、量などを希望により公表するための届出  
公表を希望した項目は、県のHPで公表される

- 「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」の届出の提出を任意化し、保有量に係る情報の公表を行います。

#### 改正前

- ・クレジットを発行する際には、届出が必須
- ・口座に発行したクレジット情報等を希望にあわせて公表

#### 改正後

- ・クレジットの保有情報等を公表したい場合（もしくは、公表の有無を変更したい場合）に届出を行う。
- ・口座に保有されているクレジット情報等を希望に合わせて公表

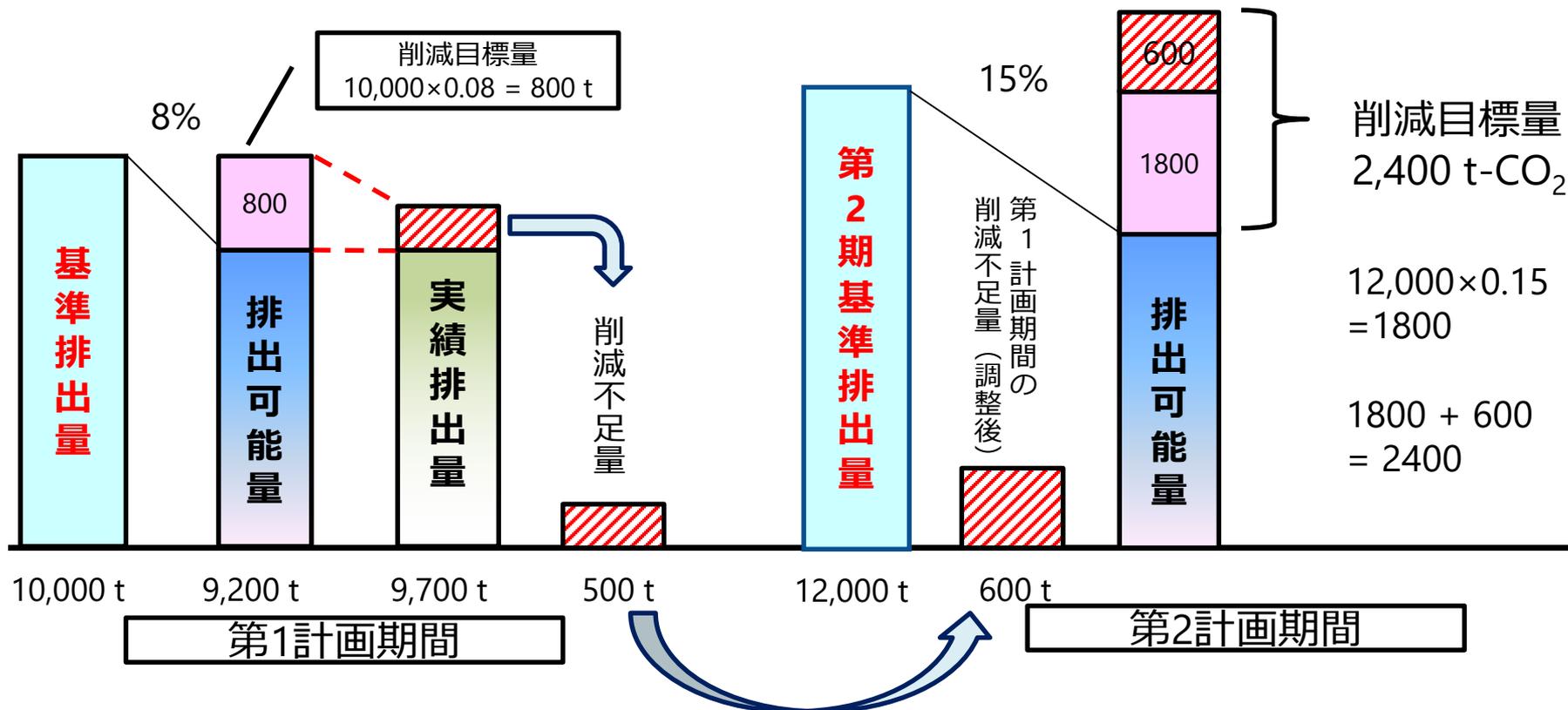
※ 初めてクレジットを保有する口座で当該届出がされない場合は、全事項非公表と取扱います。

## 2 第2計画期間の留意事項 削減不足量の繰り越し

削減不足量

削減不足量は、次の計画期間に繰り越されます。

第1計画期間の整理期間（平成28年9月末）までに、目標達成ができなかった事業所については、第1計画期間の削減不足量を第2計画期間に繰り越し、第2計画期間の削減目標量に加算します。（ただし、排出係数の見直しに合わせ、繰り越す量を調整します）



## 2 第2計画期間の留意事項 クレジット等の有効期限

クレジット等には有効期限があります。

一部のクレジットを除き、  
原則、第1計画期間の削減量の有効期限は、第2計画期間までとなります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」**以外**の有効期限

クレジット等の種類	有効期間
超過削減量	第1計画期間の削減量 ⇒第2計画期間まで使用可能 (充当手続きは平成33年9月末まで可能)
県外クレジット	
再エネクレジット (環境価値換算量)	
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	
東京連携クレジット	

## 2 第2計画期間の留意事項 クレジット等の有効期限

クレジット等には有効期限があります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」の有効期限

### 【原則】

第X計画期間に証書等として発行された量  
→有効期限は第(X+1)計画期間まで

再エネクレジット（その他削減量）及び森林吸収クレジットを発行した時期ではなく、  
証書等の発行時期により有効期限が異なることに注意。

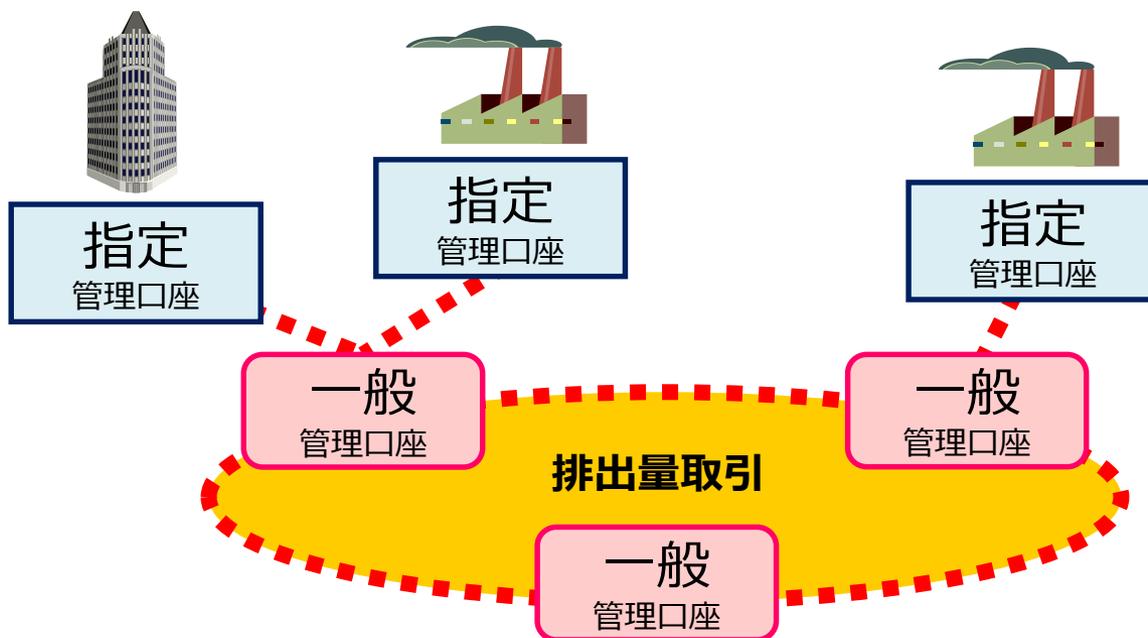
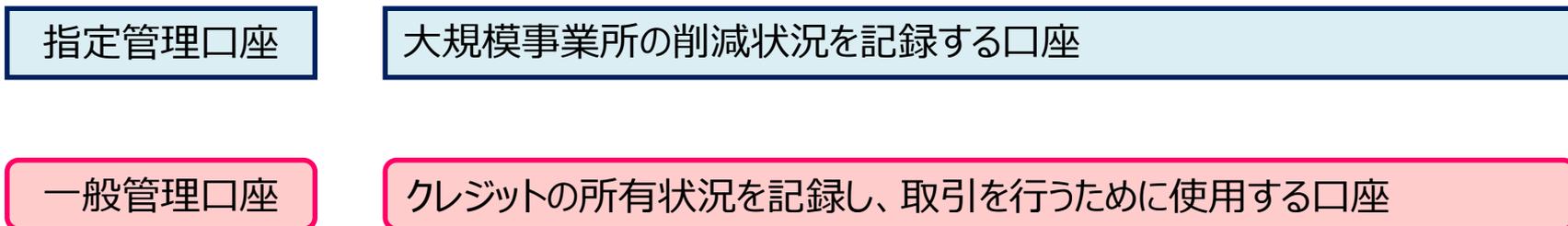
（例外）第1計画期間以前に発電（吸収）された量の取扱い

発電（森林吸収）された時期	証書等の発行時期	有効期限
平成20～22年度	第1計画期間	第2計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
平成20年度より前	第1計画期間	第1計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
	平成20年度より前	本制度に利用できない

### 3. 排出量取引の実務

### 3 排出量取引の実務 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。



※ 管理口座は  
埼玉県への申請により  
埼玉県の削減量口座簿に開設

### 3 排出量取引の実務 取引までの流れ

#### ① 超過削減量を移転する場合の例

	項目	内容	県への必要手続
1	指定管理口座開設	削減状況を記録する口座を開設	なし
2	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請
3	排出量の第3者検証	排出量を確定する	検証結果報告書
4	目標達成状況の確認	発行可能な超過削減量の確認	なし
5	超過削減量の発行	取引を行うための超削減量を発行	振替可能削減量等発行等申請 (※ 計画期間の途中で発行する場合のみ)
6	取引相手を探す	取引相手を探す	なし
7	契約手続き	取引相手との契約を交わす	なし
8	排出量取引の実施	クレジットを相手に移転する	振替可能削減量振替申請

一般管理口座は、取引を行う事業者が開設（申請必要）。

排出量取引を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。

取引見込みの事業者もあらかじめ開設をしてください。

同一法人内で取引をする場合も開設が必要です。

複数の大規模事業所を有する事業者であっても、開設は1口座でも構いません。

#### 申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

- ・ 大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。  
（平成33年9月までに申請）

### 3 排出量取引の実務 発行申請（超過削減量）

計画期間の途中で超過削減量を発行したい場合は発行の申請を行います。

（指定管理口座に発行されます）

#### ● 申請者

口座名義人又は口座管理者

#### ● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。

（口座に係る全ての申請に共通）

※基準年度及び発行を行う年度の排出量が確定している

（**検証が終了している**）必要があります。

※計画期間終了後は、知事が一括で発行を行いますので発行申請は**不要**となります。

様式第13号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇-〇〇-〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
振替可能削減量等に係る情報	種 類	超過削減量	
	発行又は振替の数量 振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

別添も記載すること

(様式URL)  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

### 3 排出量取引の実務 発行申請（オフセットクレジット）

オフセットクレジットは一般管理口座に発行します。

- 申請者  
口座名義人又は口座管理者
- 申請書類  
振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。  
(口座に係る全ての申請に共通)

※クレジットごとの詳しい添付書類については個別にご相談ください

※認定等の申請と発行申請の同時申請可能

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇-〇〇-〇〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種類	再エネクレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO <sub>2</sub>	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

備考 受付欄には、記入しないこと。

# 3 排出量取引の実務 発行申請

クレジットの発行（保有）情報を公表（変更）したい場合に提出

## ● 提出書類

### (1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

### (2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

○ 県ホームページで公表しているクレジット等の保有情報に掲載するかの届出

○ 口座ごと、クレジットの種類ごとに記載してください

○ 公表項目は以下のとおり

- ・ 口座番号、口座名義人名称
- ・ クレジットの種類
- ・ クレジットの発行（保有）量

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 さいたま市浦和区高砂  
〇〇-〇〇-〇〇  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量の種類	振替可能削減量の発行（保有）量
110-100-00000000####-00	超過削減量	有り 無し	有り 無し	有り 無し
110-110-00000000####-00	再エネクレジット	有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）  
※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

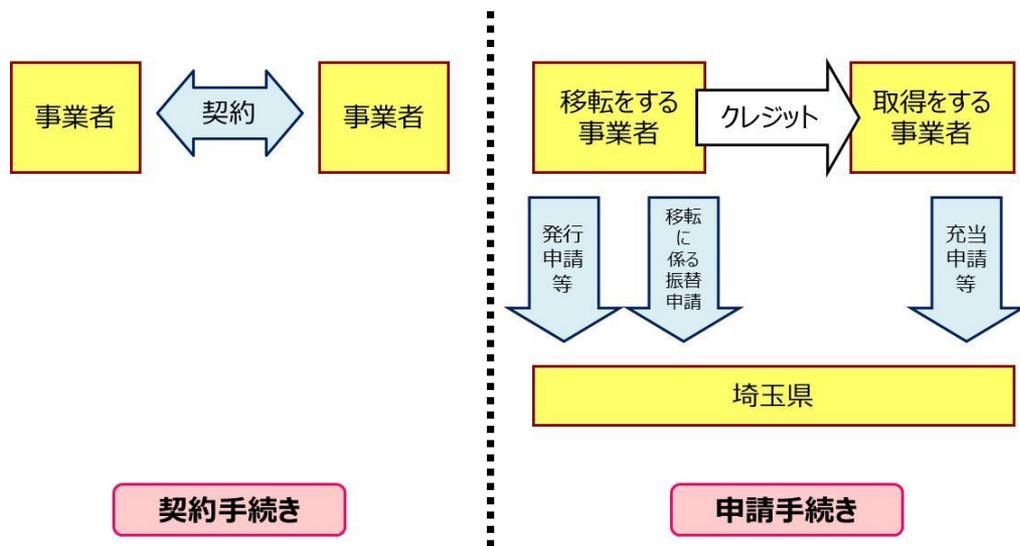
印鑑証明書の印

（公表先URL）  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

### 3 排出量取引の実務

## 排出量取引の基本について

- 県の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない。
- 契約手続きは取引事業者間で。移転申請手続きは埼玉県へ。



### 3 排出量取引の実務 契約相手の選定

自らに合った取引相手を選定。

同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する  
制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています

県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する  
事業者の希望により保有状況は県HPで公表しています  
保有をしている事業者は、積極的に公表を行ってください

グリーンエネルギー証書発行事業者や  
J-クレジット等を取扱う事業者から選定する  
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

クレジットの仲介事業者から選定する  
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

### 3 排出量取引の実務 契約相手の選定

契約にあたって、所有状況や価格等を確認。

- 取引に必要な口座を開設しているか
- 取引を希望する量のクレジットを所有しているか
- 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか  
県HPで口座開設状況や所有状況が公表されています。  
(公表を希望している事業者のみ、定期的に更新)  
発行や振替を受けた記録は、「発行通知書」「振替通知書」等により確認できます。  
(発行や振替が行われた事業者に対し、埼玉県が通知を発行します)  
また、最新の所有状況は、「削減量口座簿記録事項証明書」により確認できます。  
(口座名義人からの申請により、口座名義人に対し、埼玉県が証明書を発行します)
- 希望する時期に取引をすることが可能か  
埼玉県への口座開設、発行、振替の申請については、一定の処理期間を要します。  
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- 取引予定価格はいくらか  
**価格は取引当事者の合意により決定されます。**  
**定価等はありません。また無償であっても構いません。**  
**契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。**  
また、ロット（購入単位）により価格は変動することが一般的です。

### 3 排出量取引の実務 契約手続き

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

#### 契約書において取り決める事項の例 ①

- 振替を行う口座、クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）  
複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、希望するオフセットクレジットを取得したい場合は識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。
- 振替を実行する時期（期限、予定日）  
振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。  
申請書に実行希望日を記入することができますが、一定の事務処理期間を要しますので、希望日どりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

### 3 排出量取引の実務 契約手続き

#### 契約書において取り決める事項の例 ②

##### ・申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、一者が行います。

**(所有するクレジットが減少する事業者しか申請手続きはできません)**

手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

##### ・振替実行完了の確認方法

振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。

振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 減少する事業者に発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す  
増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等 〕

##### ・履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

##### ・契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない

虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など

契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、  
買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける、等 〕

### 3 排出量取引の実務 契約に係る参考URL

#### 「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

#### 「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

#### 「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

#### 「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

### 3 排出量取引の実務

## 振替申請（オフセットクレジット等共通）

#### ● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

#### ● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

#### ● 添付書類

##### (1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

##### (2) 振替可能削減量等の発行等に 係る情報の公表について **（任意）**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
住所 〇〇—〇〇—〇〇  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	指定
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	株式会社〇〇 〇〇工場 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 〇〇〇〇〇〇	
振替の原因となった事由		振替希望日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	再エネクレジット		
	振替の数量	〇〇t-CO <sub>2</sub>		
1単位当たりの取引価格	識別番号	〇〇円/t-CO <sub>2</sub>		
添付書類	別添のとおり	任意記載		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり	任意記載		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

### 3 排出量取引の実務

## 振替申請（オフセットクレジット等共通）

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。  
（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者が発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の口座簿記録事項等証明書

# 3 排出量取引の実務 振替申請（埼玉連携クレジット）

## 東京都の一般管理口座に移転する場合の申請

### ● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

### ● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

### ● 添付書類

#### (1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

#### (2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について **（任意）**

※ 増加の記録がされる口座情報には東京都の口座を記入

※ 申請者には埼玉県から

「クレジット等の減少記録を証明する書類」が通知される。

この書類を添付して東京都に発行申請する

様式第11号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 埼玉県知事

住所 さいたま市浦和高砂 〇〇-〇〇-〇〇  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	〇〇〇-110-〇〇〇	管理口座の種類	東京都口座
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	株式会社〇〇		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量 識別番号	〇〇t-CO <sub>2</sub>		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO <sub>2</sub>		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

印鑑証明書の印

口座の種類は東京都口座とし、東京都の移転先口座を記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

### 3 排出量取引の実務 口座情報の証明

- 申請者

口座名義人又は口座管理者

- 申請書類

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

- 添付書類

印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

様式第20号

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇—〇〇—〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

住所  
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第24条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているもののうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	〇 通		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名		
	郵便番号		
	管理部署住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	E-mailアドレス		
(受付欄)			

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

指定への証明の場合記載

連絡先を記載

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

### 3 排出量取引の実務 口座情報の証明

※ 取引前にクレジットの数量等を確認することをお勧めします。

#### 別添

別添（証明を希望する事項）

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input checked="" type="checkbox"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input checked="" type="checkbox"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

### 3 排出量取引の実務

## 排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として

# 「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

#### ■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

### 3 排出量取引の実務

## 排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、  
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

# 「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて (平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

### 3 排出量取引の実務

## 排出量取引における注意点（おさらい）

#### ○ 口座の準備をしましょう

- ・指定管理口座、一般管理口座、指定・一般の関連付け
- ・（移転元の場合）クレジットの発行
- ・変更届出書等はないか

#### ○ 取引前にクレジットの保有状況を確認しましょう

- ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認

#### ○ 取引にあたっては契約手続きを取りましょう

- ・契約書の記載事項が十分であるか確認

#### ○ 第2計画期間の目標達成の期限は平成33年9月末ですが、 必要な準備や社内での調整はお早めに

- ・社内手続きの期間、契約手続きの期間、申請手続きの期間、県の標準処理期間などを考えて対応してください。

#### ◎ 排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう

## 4. クレジットを活用した カーボンオフセットの取組

## カーボンオフセットに協力の経緯

- 平成23年度から「目標設定型排出量取引制度」を実施し、対象事業者のCO2削減努力により目標を達成



590万トンのクレジット（超過削減量）  
（対象事業者の努力に応える方策を検討）



「東京オリンピック・パラリンピック」等の  
カーボンオフセットに協力

## カーボンオフセットとは？

カーボンオフセットとは、自らの取組だけでは削減しきれないCO<sub>2</sub>排出量を、他の場所での排出削減量で充当することです。

### 東京オリンピック・パラリンピック

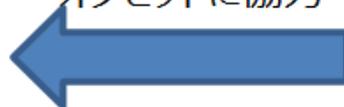
約293万トン  
(施設建設、運営、観客)

### ゼロカーボン3デイズin2019

約3万トン  
(ラグビーW杯2019試合開催日  
熊谷市のCO<sub>2</sub>排出量)



オフセットに協力



オフィス・工場など  
(目標設定型排出量取引制度対象事業所)

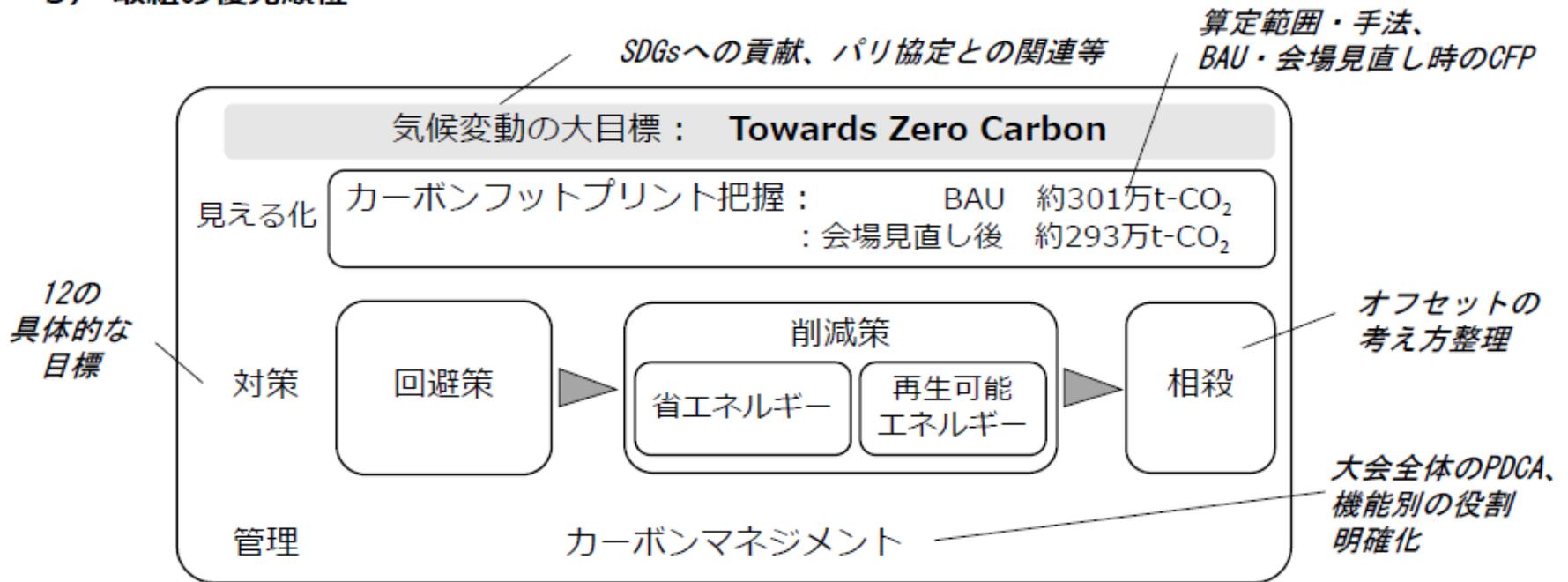


CO<sub>2</sub>削減量 (クレジット)

# 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力①

## ● 持続可能性に配慮した運営計画第二版 (2018.6 東京2020組織委員会)

### 3) 取組の優先順位

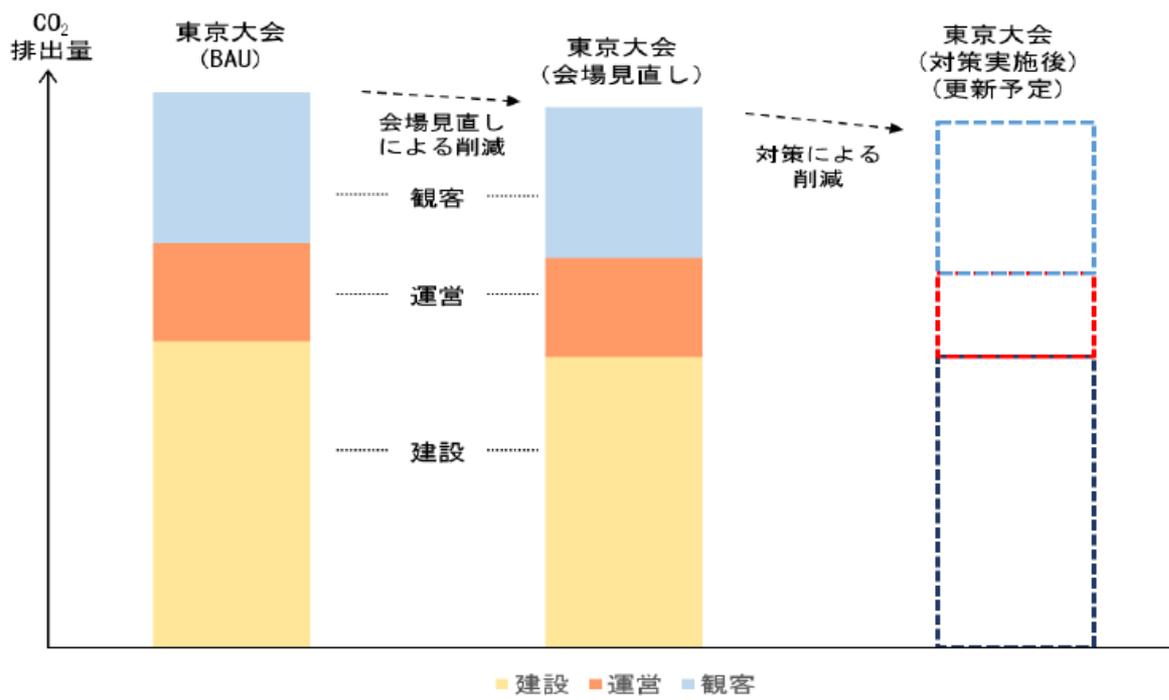


SDGsやパリ協定を実現するうえで重要な転換点となるよう、大会により脱炭素化の礎を築き、気候変動に係るCO<sub>2</sub>排出回避・削減・相殺及び全体のカーボンマネジメント等について、大会の計画を策定

出典：東京2020組織委員会HP

# 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力②

● 持続可能性に配慮した運営計画第二版 (2018.6 東京2020組織委員会)



東京 2020 大会の CFP

区分	東京 (BAU)	東京 (会場見直し等による削減)
建設	166 万 t-CO <sub>2</sub>	158 万 t-CO <sub>2</sub>
運営	53 万 t-CO <sub>2</sub>	53 万 t-CO <sub>2</sub>
観客	82 万 t-CO <sub>2</sub>	82 万 t-CO <sub>2</sub>
輸送インフラ	該当なし	該当なし
合計	301 万 t-CO <sub>2</sub>	293 万 t-CO <sub>2</sub>

出典: 東京2020組織委員会HP

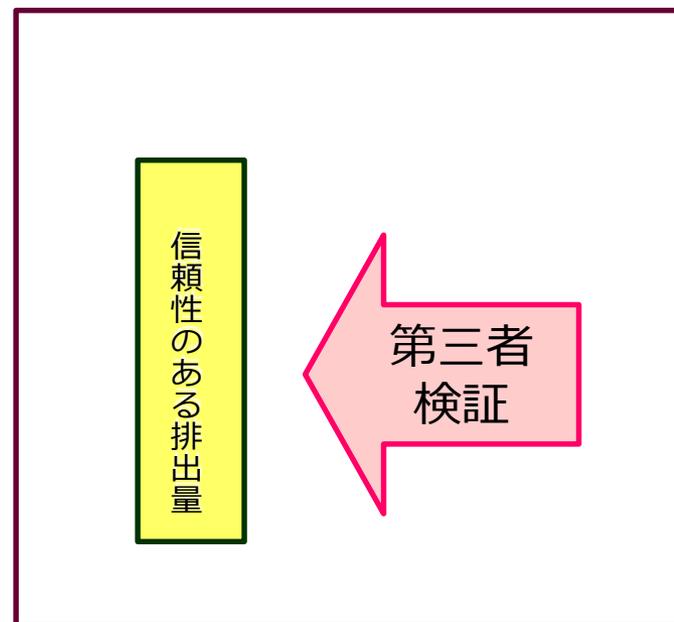
## 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力③

- 目標設定型排出量取引制度は、  
第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により  
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し  
目標達成を確認します。

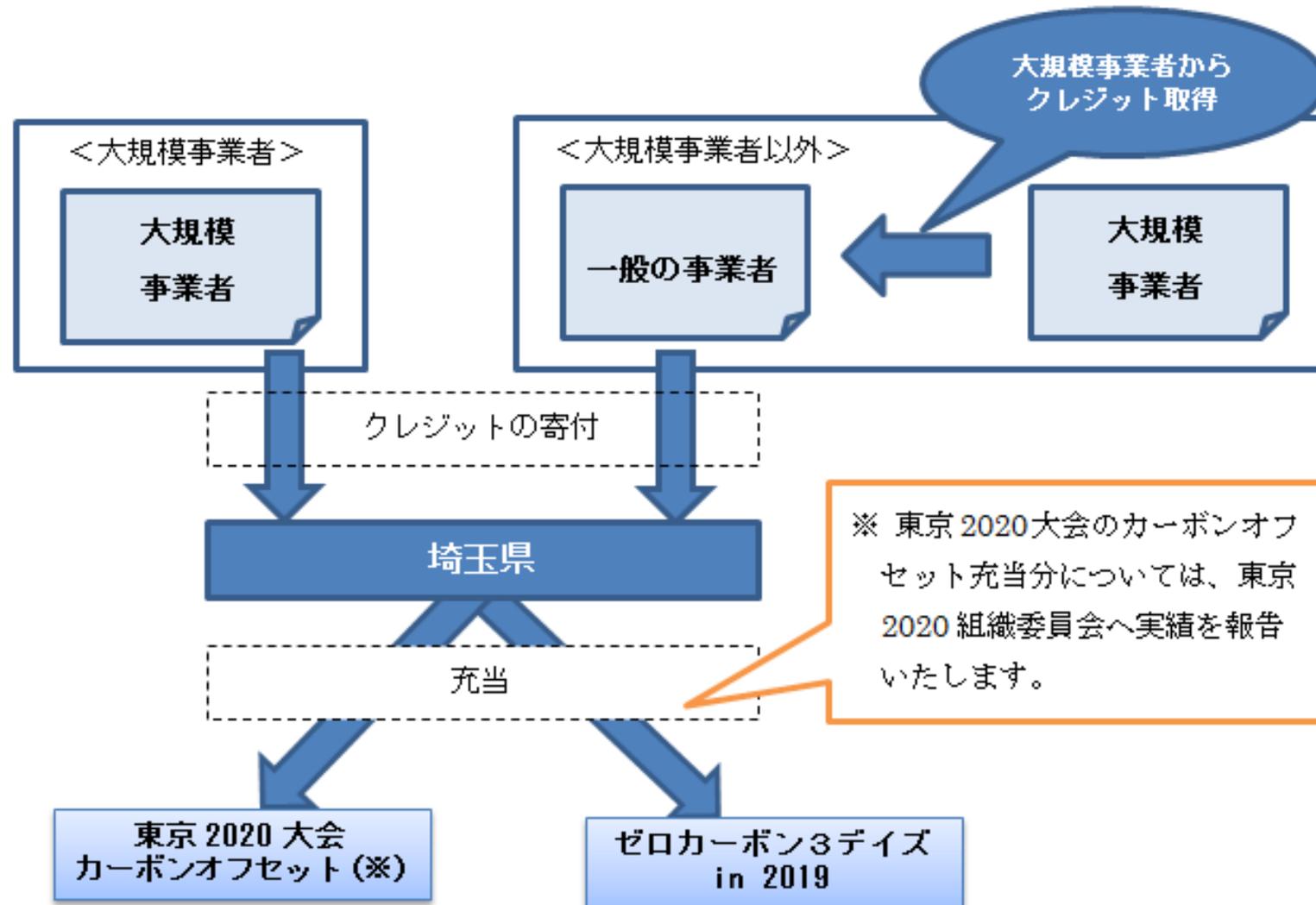
基準年度・削減計画年度について  
第三者検証を受検していただきます。

※既に基準年度の検証を第1削減計画期間で  
受験している事業所は、  
再度、第2削減計画期間で  
基準年度検証を受ける必要はありません。



※この正確性・信頼性の確保が、  
「東京2020大会のカーボンオフセット」に活用できるクレジットの条件を満たす。

# 4-1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組 事業全体のスキーム



### 募集対象クレジット

#### 目標設定型排出量取引制度における

##### ● 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

##### ● 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、  
設備更新対策により削減された量

※ 認められる削減対策には、制限があります

※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です

※ 第三者による検証が必要です

#### 【留意事項】

- 一度、県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。  
（大規模事業所の目標達成に支障のない範囲での申請をお願いいたします。）
- 寄付いただいたクレジットは、県が無効化（クレジットを目標設定型排出量取引制度における目標達成以外で利用すること）を行い、「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズin2019」に充当します。
- 「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズin 2019」のうち、いずれかの取組への充当を指定して寄付することも可能です。

## 募集期間

平成30年11月1日から簡易電子申請システムにより受付開始

埼玉県電子申請・届出サービス

<https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=8730>

**ア 東京2020組織委員会が目指す「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力**  
平成30年11月1日(木曜日)より、東京2020大会までの2年間を予定  
(終期は決まり次第お知らせします。)

**イ 「ゼロカーボン3デイズin 2019」の実現**

平成30年11月1日(木曜日)から平成31年10月31日(木曜日)までの1年間

## クレジットを御提供いただいた皆様へ

### (1) 県からの「御礼状」等の交付

寄付いただいた方全員に、知事名の「御礼状」を交付いたします。  
なお、大口寄付者の方へは、「御礼状」とは別に、「感謝状」も交付する予定です。  
(交付時期及び方法等は、別途お知らせいたします。)

### (2) 県のホームページへの寄付事実の公表

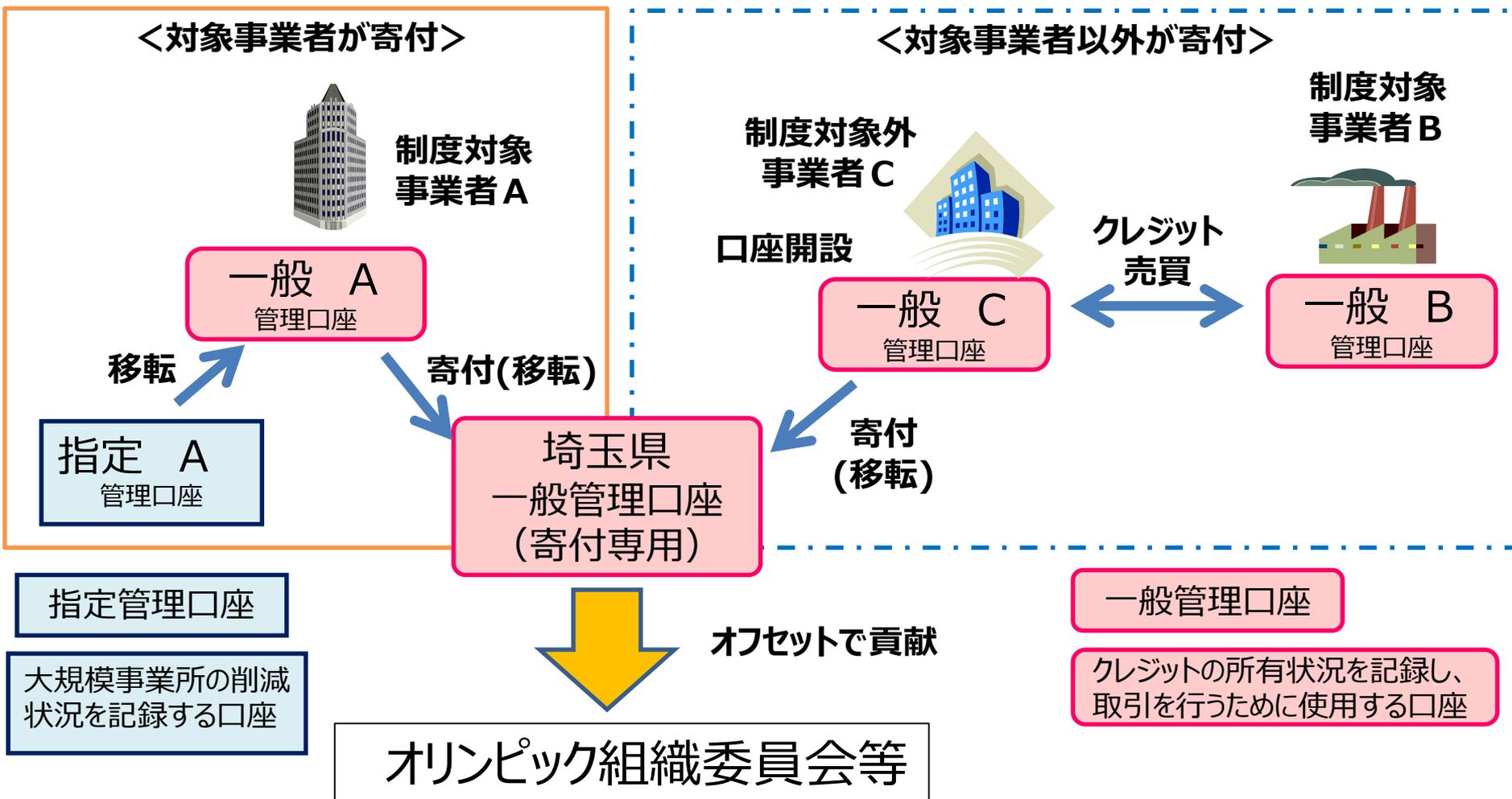
寄付事業者の法人名(一般管理口座の名義)を埼玉県ホームページに掲載します。また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLを埼玉県ホームページに掲載いたします。

### (3) 法定報告書等への記載

寄付事業者が作成・発行する法定書類(IR報告など)に、埼玉県へクレジットを寄付したことについて、記載することができます。  
(詳しくはP68, 69を御覧ください。)

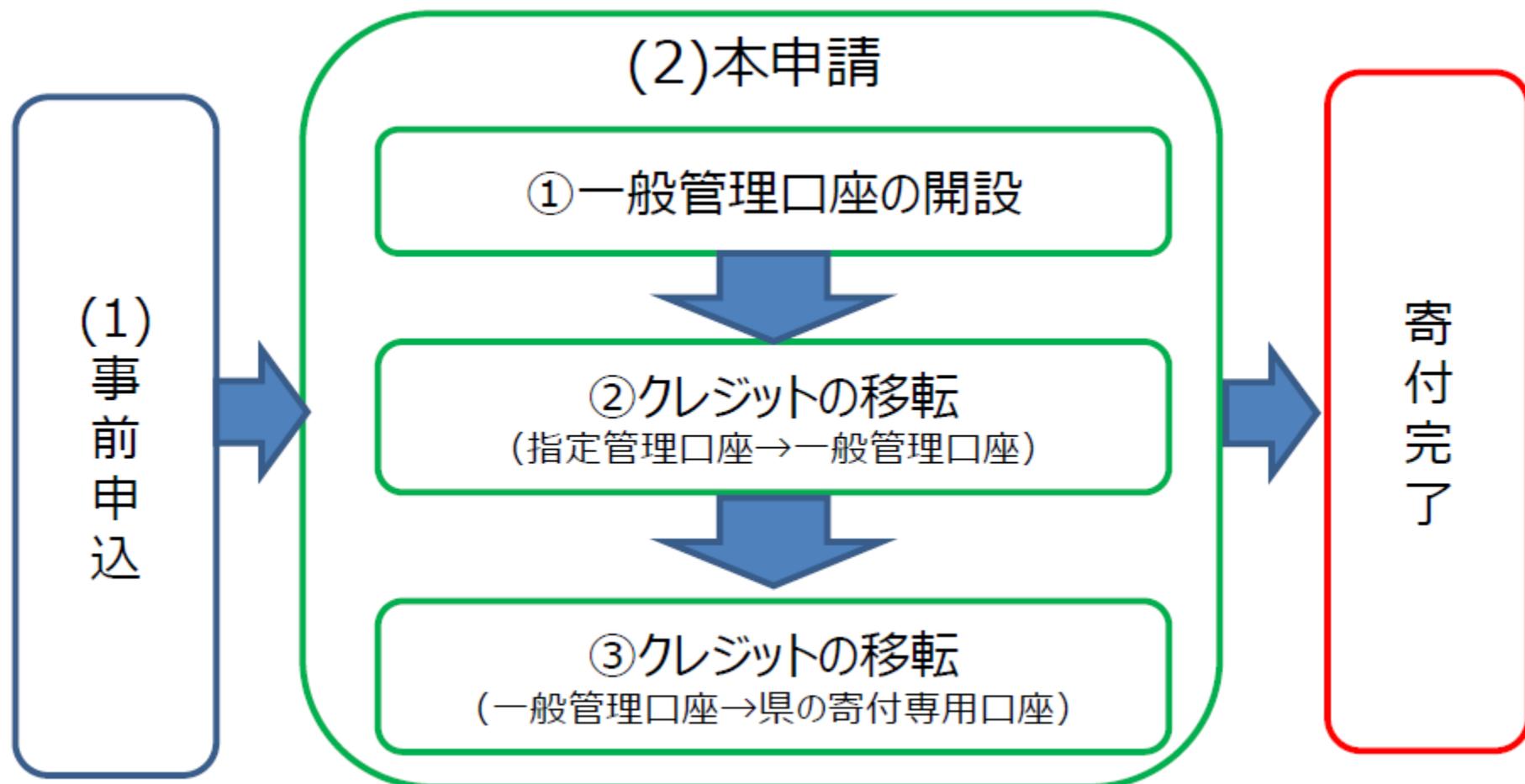
# 4-1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組 排出量取引制度のクレジット寄付の方法

排出量取引と同様の流れで実施する。



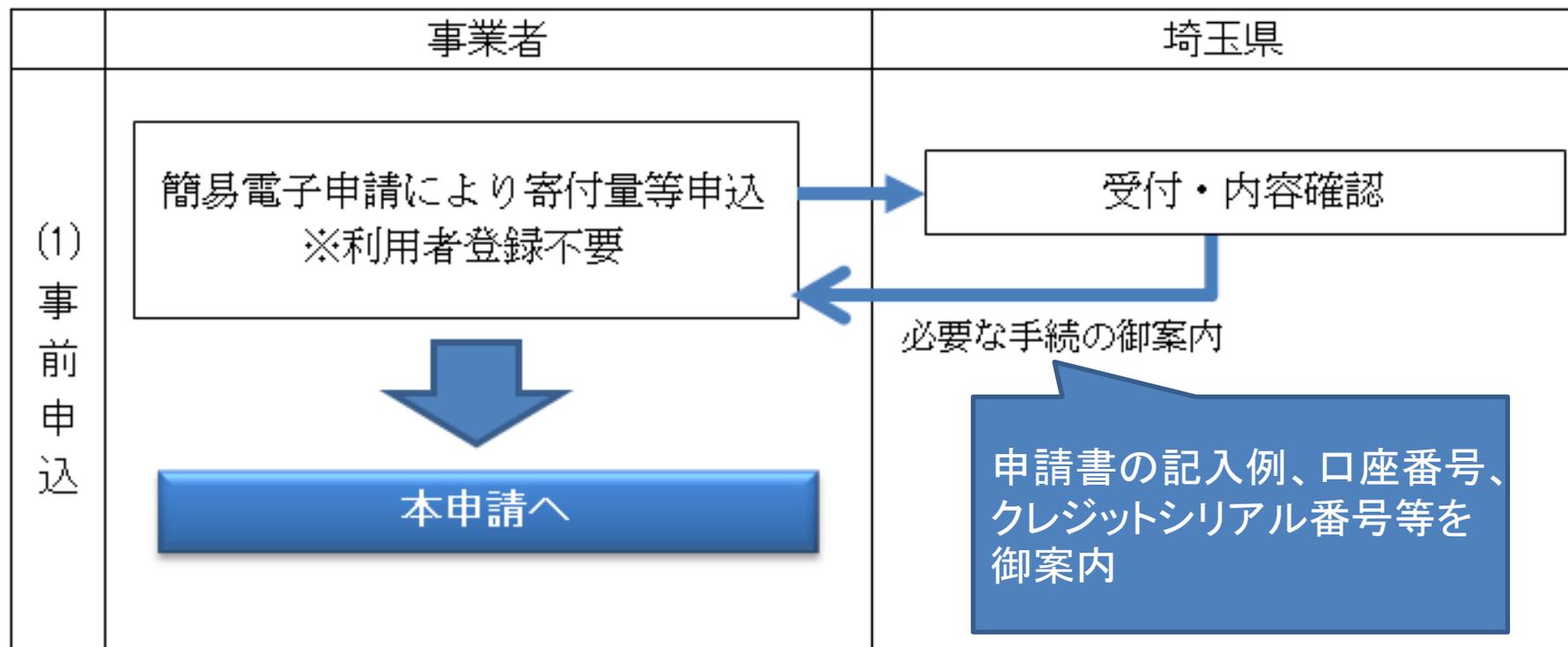
## 4 - 2. クレジット寄付の実務

## 手続きの流れ



※県の寄付専用口座のクレジットをオフセットする大会に充当します。

# 手続きの流れ (1) 事前申込①



## 手続きの流れ (1) 事前申込②



## 埼玉県 電子申請・届出サービス

手続き申込
申込内容照会
職責署名検証
利用者登録
ログイン

[申請団体選択へ](#)
[申請書ダウンロードへ](#)
[ヘルプ](#)

### 手続き申込

手続き検索  
STEP 1

手続き一覧  
STEP 2

手続き内容  
STEP 3

メールアドレス入力  
STEP 4

確認メール送信完了  
STEP 5

申込  
STEP 6

申込確認  
STEP 7

申込完了  
STEP 8

#### 手続き説明

この手続きはメールアドレスの確認はございません。  
下記の内容を必ずお読みください。

<b>手続き名</b>	クレジットの寄付の申込み
<b>説明</b>	東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びゼロカーボン3デイズin2019のカーボンオフセットの申込みページです。 こちらの情報をもとに、詳細な手続きの御案内をさせていただきます。
<b>受付時期</b>	2018年11月1日0時00分～
<b>問い合わせ先</b>	温暖化対策課計画制度・排出量取引担当
<b>電話番号</b>	048-830-3044
<b>FAX番号</b>	048-830-4777

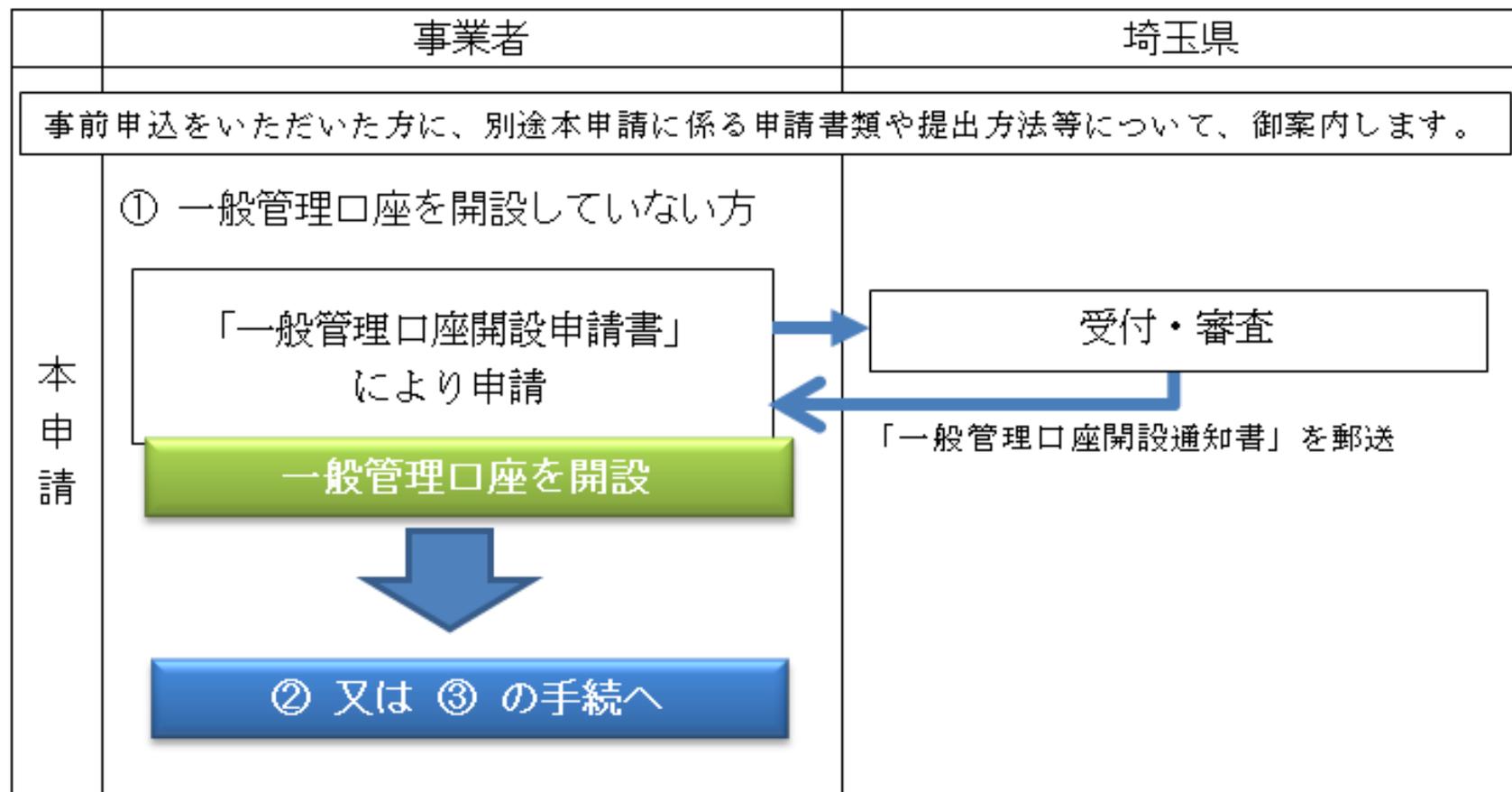
## 手続きの流れ (1) 事前申込③

### 簡易電子申請システムで入力する項目

- 申請者
- 事業者番号
- 寄付する数量
- 寄付するクレジットの種類 (超過削減量、県内中小クレジット)
- 寄付の用途 (オリパラとゼロカーボン3デイズ、オリパラのみ、ゼロカーボン3デイズのみ)
- クレジットの移転元 (指定管理口座、一般管理口座等)
- 担当者所属郵便番号
- 担当者所属住所
- 担当者所属
- 担当者名
- 担当者電話番号(+担当者FAX番号)
- 担当者メールアドレス

※本申請時に内容の変更も可能です。

# 手続きの流れ (2) 一般管理口座の開設①



### 3 クレジット寄付の実務

## 一般管理口座の開設（未開設の方のみ）

一般

一般管理口座は、取引（寄付）を行う事業者が開設（申請必要）。

クレジットの寄付を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。

複数の大規模事業所を有する事業者であっても、開設は1口座でも構いません。

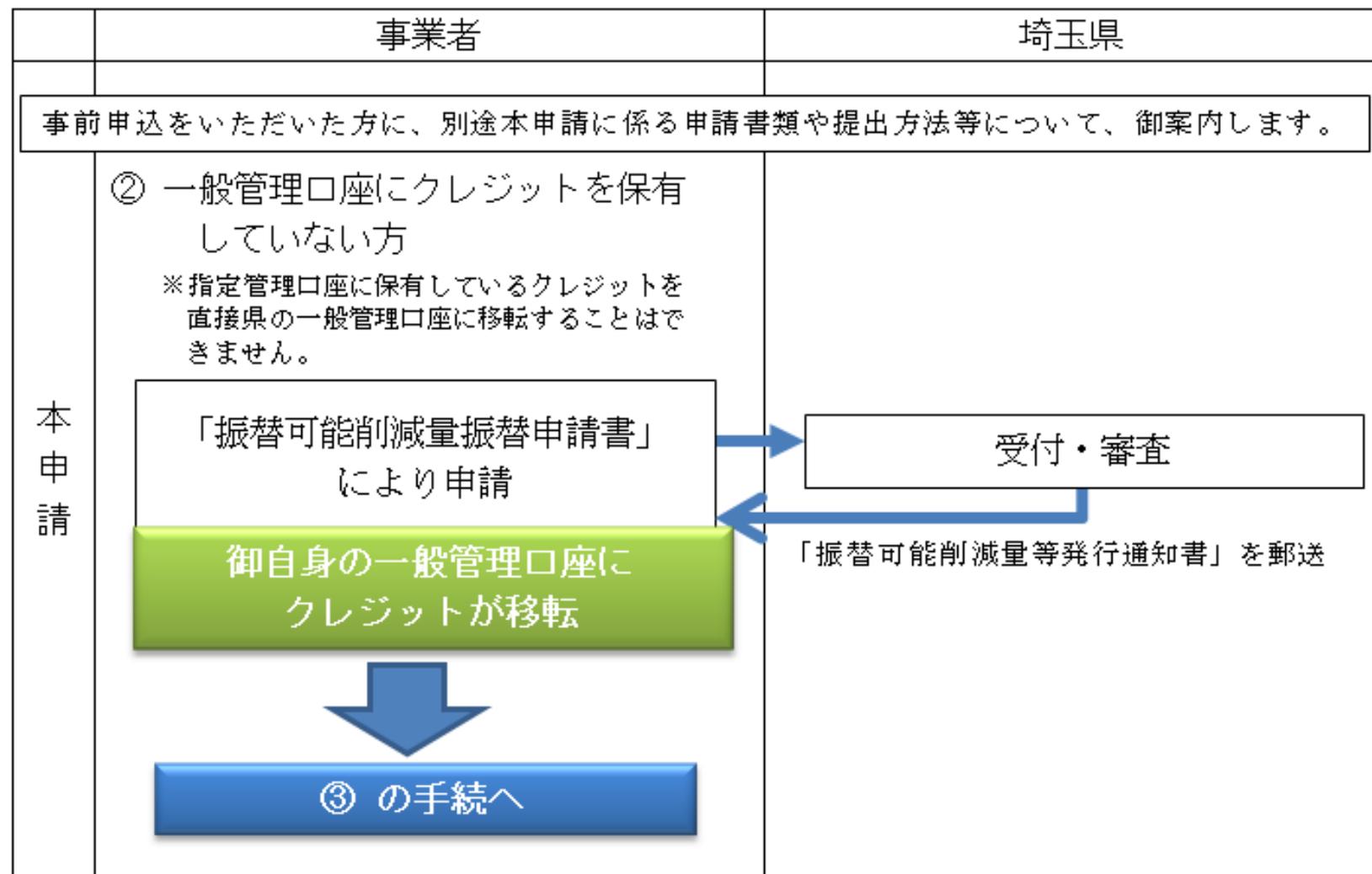
#### 申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

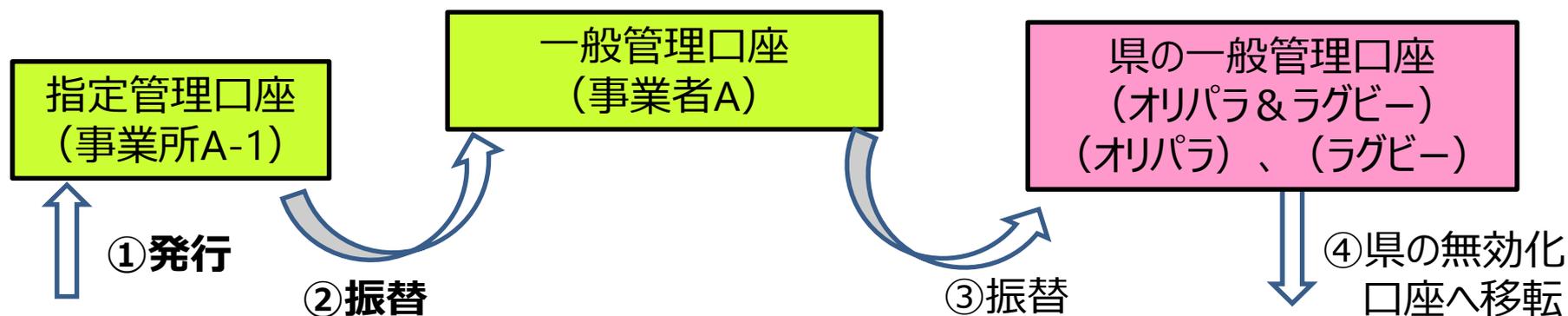
- ・ 大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。  
（平成33年9月までに申請）

# 手続きの流れ (3) 自身の一般管理口座への移転



# クレジット寄付に係る申請手続き

## 自社の超過削減量によるクレジットの寄付



- |   |       |                         |
|---|-------|-------------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」    |
| ② | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」      |
| ③ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」      |
| ④ | 申請不要  | (③の申請を持って県が無効化口座へ移転します) |

- ※ ①は第2計画期間の途中で発行する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①～③は同時申請可能です
- ※ 県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。

制度対象事業所の目標達成に支障のない範囲での寄付をお願いします。

## 4-2 排出量取引の実務 発行申請（超過削減量）

計画期間の途中で超過削減量を発行したい場合は  
発行の申請を行います。

（指定管理口座に発行されます）

### ● 申請者

口座名義人又は口座管理者

### ● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。

（口座に係る全ての申請に共通）

※基準年度及び発行を行う年度の排出量が確定している

（**検証が終了している**）必要があります。

※計画期間終了後は、知事が一括で発行を行いますので  
発行申請は**不要**となります。（第1計画期間分は発行済み  
です。）

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇-〇〇-〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
振替可能削減量等に係る情報	種類	超過削減量	
	発行又は振替の数量		
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

# 4-2 クレジット寄付の実務 振替申請①

● 申請者  
クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類  
振替可能削減量振替申請書

● 添付書類  
(1) 印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

(2) 振替可能削減量等の発行等に  
係る情報の公表について **(任意)**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
住所 〇〇—〇〇—〇〇  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	指定
事業所の名称 株式会社〇〇 〇〇工場	口座に係る大規模事業所の所在地(指定管理口座に限る。)	〇〇市〇〇△△-△△-△△		
事業所の所在地	事業所番号	〇〇〇〇〇〇		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇		
口座に係る大規模事業所の所在地(指定管理口座に限る。)	事業所の所在地			
	事業所番号			
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報		種類	超過削減量	
		振替の数量	〇〇t-CO <sub>2</sub>	
1単位当たりの取引価格				
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

別添も記載すること

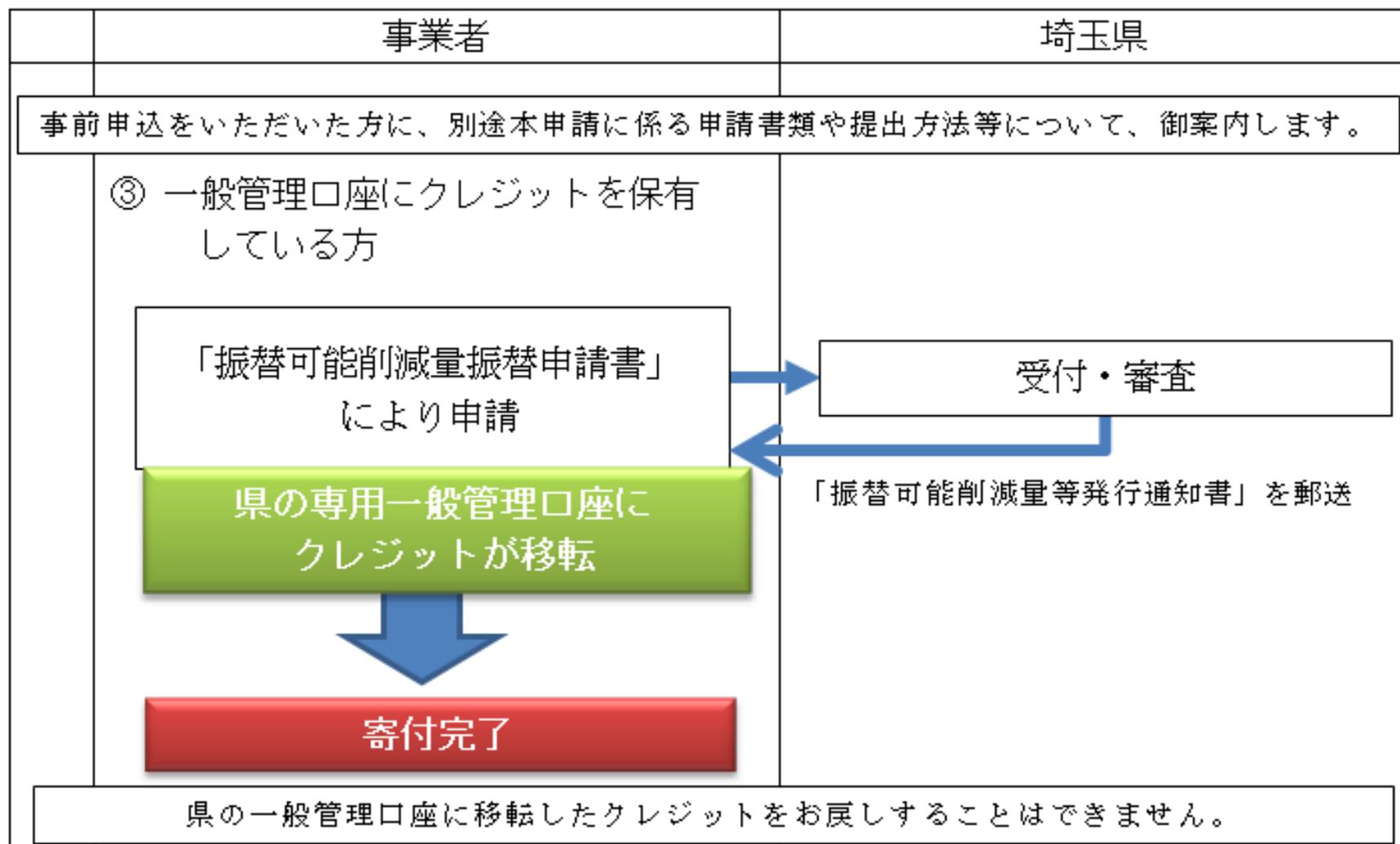
(様式URL)  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

## 4 - 2 クレジット寄付の実務

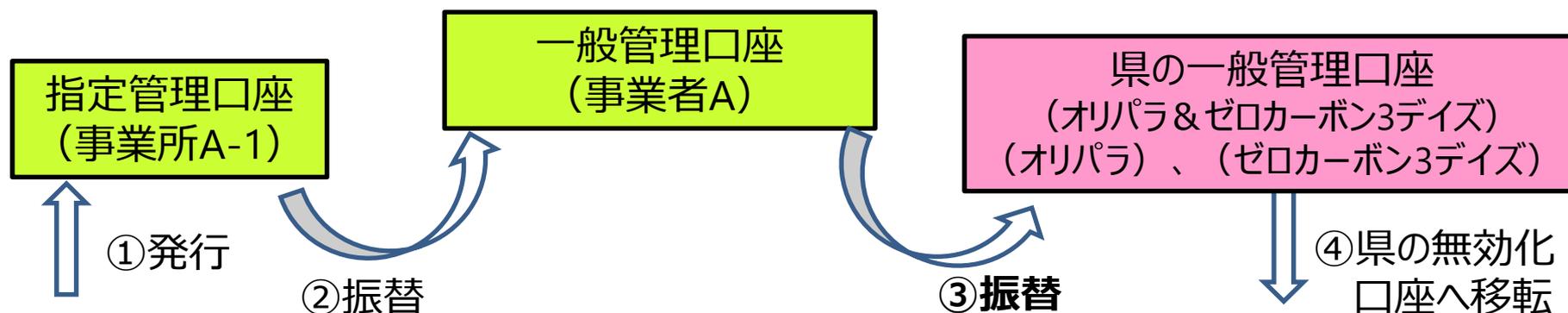
### 振替申請（指定管理口座→一般管理口座）

- ※ 寄付するクレジットは、識別番号（シリアル番号）を記入し、選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合は、シリアル番号の小さいクレジットから移転します。
- ※ 振替後の通知を申請者に送付します。

# 手続きの流れ (4) 県の専用一般管理口座への移転



## 自社の超過削減量によるクレジットの寄付



- |   |              |                          |
|---|--------------|--------------------------|
| ① | 申請者 A        | 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」      |
| ② | 申請者 A        | 申請書「振替可能削減量振替申請書」        |
| ③ | <b>申請者 A</b> | <b>申請書「振替可能削減量振替申請書」</b> |
| ④ | <b>申請不要</b>  | (③の申請を持って県が無効化口座へ移転します)  |

- ※ ①は第2計画期間の途中で発行する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①～③は同時申請可能です
- ※ 県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。

制度対象事業所の目標達成に支障のない範囲での寄付をお願いします。

## 4-2 クレジット寄付の実務

### 振替申請（一般管理口座→県の管理口座）

- ※ 寄付の用途(東京2020大会、ゼロカーボン3デイズin2019)により、県の管理口座が異なります。
- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 振替後の通知を申請者に送付します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。  
（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）

# 排出量取引に関する税務

埼玉県への超過削減量（クレジット）の無償提供に係る法人税法上の取扱いは以下のとおり（平成30年11月1日関東信越国税局口頭回答）。

無償提供をした日（当該事業者の一般管理口座から埼玉県的一般管理口座に移転した日）の属する事業年度に当該クレジットの無償提供時の価格に相当する金額を埼玉県に対する寄附金の額として損金に算入

（注1）大規模事業者が埼玉県からクレジットの発行を受けた場合（オフバランスの場合）には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされています。

（注2）当該クレジットの無償提供時の価格とは時価をいうこととなり、当該クレジットが埼玉県的一般管理口座に移転された日に近い売買事例等を参考として算定することになります。ただし、売買事例等の把握が容易でないことにより時価の算定が困難である場合には、事業者の帳簿価格を当該クレジットの価格として取り扱います。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

## クレジット御提供にあたっての御注意①

「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類にクレジットの提供の事実を記載できます。

ただし、寄付の事実を自らホームページやメディア等に発信することはできません。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●東京2020大会 への協力に関すること

【東京2020組織委員会 お問い合わせ窓口】

電話：0570-09-2020（受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く）

## クレジット御提供にあたっての御注意②

「ゼロ・カーボン3デイズin2019」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類に取組の名称及びクレジットの提供の事実を記載できます。  
ただし、寄付の事実を自らホームページやメディア等に発信することはできません。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●ゼロ・カーボン3デイズin2019 への協力に関すること

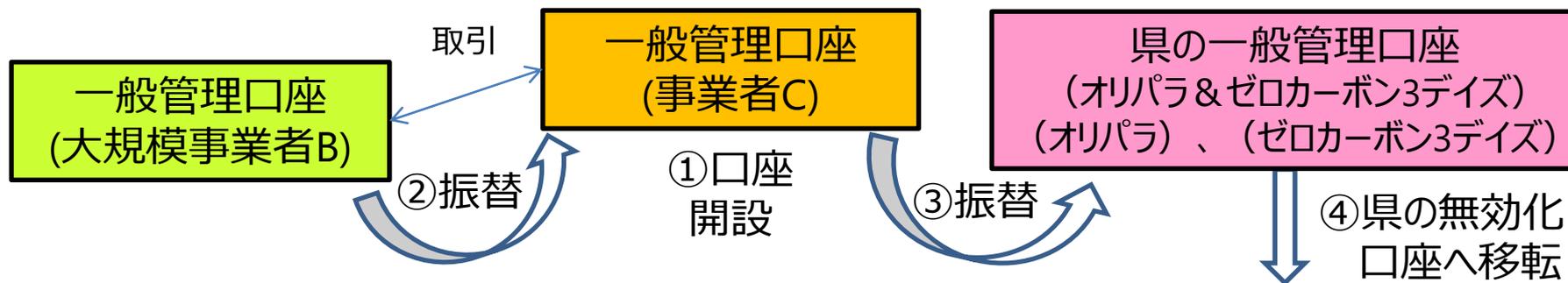
【温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 お問い合わせ窓口】

電話：048-830-3044（受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く）

## 4－3. クレジット寄付の実務 (大規模事業所以外向け)

# 目標達成に係る申請手続き

## 他の事業者の持つクレジットの寄付



- ① 申請者 C 申請書「一般管理口座開設申請書」
- ② 申請者 B 申請書「振替可能削減量振替申請書」
- ③ 申請者 C 申請書「振替可能削減量振替申請書」
- ④ **申請不要** (県が定期的に行い、結果はHPで公表されます)

- ※ ①は一般管理口座を開設する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ B,Cの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

## 4-3 クレジット寄付の実務（大規模事業所以外向け）

### 振替申請（一般管理口座→一般管理口座）

※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。

※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。

※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

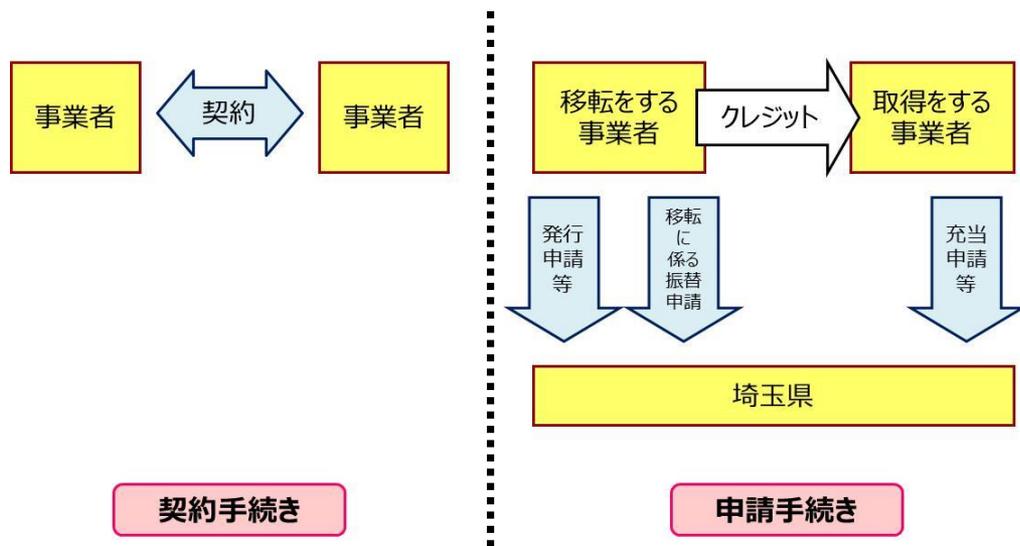
- ・移転元事業者が発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の口座簿記録事項等証明書

※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。

（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）

## 4-3 クレジット寄付の実務（大規模事業所以外向け） 排出量取引の基本について

- 県の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない。
- 契約手続きは取引事業者間で。移転申請手続きは埼玉県へ。



### 排出量取引における注意点

- **口座の準備をしましょう**
  - ・一般管理口座の開設
- **取引前にクレジットの保有状況を確認しましょう**
  - ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認
- **取引にあたっては契約手続きを取りましょう**
  - ・契約書の記載事項が十分であるか確認
- ◎ **排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう**

※排出量取引の詳細は、P 27～40を御参照ください。

クレジット寄付に関する税制上の取扱いについては、P 67を御参照ください。

## 制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課  
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : [a3030-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-03@pref.saitama.lg.jp)

エル・ジー